

平成 30 年度版

障がい者 福祉サービス

【 目 次 】

- 1 国が定める障害福祉サービス P1
- 2 市や県が定める障害福祉サービス P3
- 3 医 療 P5
- 4 手 当 P5
- 5 手 帳 P5
- 6 各種優遇制度 P6
- A 障害者総合支援法によるサービス事業所一覧
(新庄市内) P7
- B 児童福祉法によるサービス事業所一覧
(新庄市内) P9
- C 指定相談支援事業所一覧
(新庄市内) P9
- D 障害者総合支援法によるサービス事業所一覧
(最上郡内) P10
- E 指定相談支援事業所一覧
(最上郡内) P10

- 発 行 -

新庄市成人福祉課
障がい福祉推進室
電話 22-2111
内線 546・548

1 国が定める障害福祉サービス

平成25年4月に施行された障害者総合支援法により、障がい者の範囲に難病等の方も含まれ、障害福祉サービスを利用することができるようになりました。利用できるサービスの種類や内容はつぎの表のとおりです。

◎ **費用の負担**：原則として1割負担（所得に応じて一定の負担上限額があります。）

◎ **申請からサービス利用までの流れ**

- ①申請：成人福祉課障がい福祉推進室窓口にある申請書に必要事項を記入して提出してください。申請に必要なその他の書類については窓口へお問い合わせ下さい。
- ②調査：申請されると成人福祉課職員が障害の状況についての調査にお伺いします。
- ③審査・判定：調査の結果をもとに新庄市障害支援区分判定審査会において、審査・判定が行われ、どのくらいサービスが必要な状態か（障害支援区分）が決められます。
- ④サービス等利用計画案の作成：各種サービスの利用について、週単位の利用計画を作成し成人福祉課に提出します。（サービス等利用計画案の作成は、相談支援事業所等で支援します。）
- ⑤認定・通知：障害支援区分や介護する方の状況、申請者の要望などをもとに、サービスの支給量などを決定して通知します。併せて、**受給者証**を交付します。
- ⑥交付された受給者証を持って、指定事業所と契約し、サービスが利用できるようになります。

※申請からサービス利用まで1ヵ月～2ヵ月程度の期間が必要です。

(1) 障害福祉サービス

① 介護給付

サービスの種類	内 容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者やその他の障がい者であって常時介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
同行援護	視覚障がい者で移動に著しい困難がある方に同行して、外出時に必要な情報提供や移動の支援を行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

② 訓練等給付

サービスの種類	内 容
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日に共同生活を行う住居で、日常生活上の支援を行います。また、必要に応じて、入浴、排せつ、食事の介護も行います。
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労に伴い生じる日常生活や社会生活を営む上での問題に関する相談、指導、助言等の必要な支援を行います。
自立生活援助	施設入所支援又は共同生活援助を受けていた方が居宅において自立した生活を営む上で、一定期間にわたり巡回訪問等により必要な支援を行います。

③ 計画相談支援給付

サービスの種類	内 容
計画相談支援	福祉サービス利用申請時や更新時に必要なサービス等利用計画案の作成及びモニタリングを行います。

④ 地域相談支援給付

サービスの種類	内 容
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入院している方について、地域生活に必要な相談支援等を行います。
地域定着支援	在宅で単身等生活をしている方の常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談や訪問などの支援を行います。

⑤ 障がい児通所給付

サービスの種類	内 容
児童発達支援	未就学の障がい児に日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を通し、自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

⑥ 障がい児相談支援給付

サービスの種類	内 容
障がい児相談支援	障がい児や保護者の意向等に基づき、障がい児支援利用計画案を作成します。また、障がい児支援利用計画が適切であるかどうかについてモニタリングしていきます。

⑦ 補装具費の支給

身体障がい(児)者や難病患者の方の、失われた部位や損傷のある部分を補い、必要な機能を確保するための用具にかかる費用を支給します。

- ・費用の負担：原則として1割負担(所得に応じて一定の負担上限額があります。)
- ・持ってくるもの：身体障害者手帳、医師の意見書(指定用紙)、補装具の見積書、印鑑、マイナンバー

⑧ 自立支援医療

特定の障害を持っている方の医療費負担を軽減する制度です。医療費の負担は原則1割となります。(世帯の所得に応じてひと月当りの負担上限額が設定されます。)

手続きについては、症状・収入等により異なりますので、あらかじめ担当窓口へお問い合わせください。

- ・更生医療：身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方が、障害を軽減して日常生活を容易にするための医療です。

- **育成医療**：18歳未満の身体に障害のある児童又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童が、生活の能力を得るために必要な医療です。
- **精神障害者通院医療**：精神に障害があり、通院による精神医療を継続的に必要とする方に対し、通院医療費を助成するものです。

(2) 地域生活支援事業

障害のある方が地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する事業です。申請等詳しい内容については、担当窓口へご相談下さい。

事業名	内 容
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な知的障がい者や精神障がい者で身寄りがない方など、成年後見の審判請求が困難な方に成年後見制度の利用を支援します。
手話奉仕員派遣事業	聴覚・音声機能または言語機能に障害のある方に、手話奉仕員を派遣して意思の伝達を支援します。
日常生活用具給付等事業	自立した日常生活に要する用具を障害種別・程度に応じて給付又は貸与します。 利用者負担：原則として1割負担（所得に応じて一定の負担上限額あり。）
重度身体障害者等住宅改修費給付事業	重度の身体障がい者が住宅の段差の解消など、居住環境の改善を図る場合に支援します。 限度額：20万円（利用者負担1割）
移動支援事業	障がい者が公的機関等に赴く場合など、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加を支援します。 利用者負担：原則として1割負担（所得に応じて一定の負担上限額あり。）
日中一時支援事業	一時的に見守りなどの支援が必要な障がい（児）者の日中の活動の場を確保します。 利用者負担：原則として1割（所得に応じて一定の負担上限額あり。）
声の広報発行事業	視覚障がい者に広報などの行政情報をカセットテープに録音して、情報提供を行います。
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術などの養成研修を行います。
障害者用自動車改造費助成事業	障がい者が使用する自動車の改造に要する経費の一部を助成します。限度額：10万円 主な要件等：身体障害者手帳（上肢、下肢、体幹、運動機能）所持者で、自らが所有及び運転する自動車の操向装置、駆動装置等の改造を必要とする方。
重度身体障害者介護用車両改造費等助成事業	自動車を自ら運転することができない在宅の身体障がい者を介護するために、車椅子使用者に配慮した自動車への改造又は購入をする経費の一部を助成します。限度額：20万円 主な要件等：下肢・移動機能障害2級以上、体幹機能障害3級以上の身体障害者手帳所持者又は当該障がい者と生計を一にしている方で、市民税又は所得税非課税世帯。

2 市や県が定める障害福祉サービス

(注意) 次の(1)から(3)は、いずれか1つとなります。

(1) 福祉タクシー利用券

タクシー料金を助成するタクシー券（1枚620円）を交付します。

- 要件：①身体障害者手帳1級、2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を所持
→ 年間15枚
- ②身体障害者手帳3級（視覚、下肢、体幹、移動機能障害の方）
→ 年間12枚
- 必要なもの：該当する手帳、印鑑

(2) 障がい者給油費助成券

自家用車の給油費を助成する券（1枚につき330円）を年間12枚交付します。

- 要件：身体障害者手帳1級・2級・3級の方（3級は視覚、下肢、体幹、移動機能障害の方）
療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の方
- 必要なもの：該当する手帳、自動車税の減免措置対象者である旨を証明できる書類、印鑑

3 医療

(1) 重度心身障がい(児)者の医療

心身に重度の障害のある方が、健康保険等で医療を受けた場合、自己負担分を助成します。

- 要件：身体障害者手帳1・2級、特別児童扶養手当1級、療育手帳A、障害年金1級、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかに該当する方
※本人及び扶養者の課税状況により制限があります。
- 必要なもの：該当する障害者手帳、障害年金証書、健康保険証、印鑑
- 申請及び問い合わせは、子育て推進課 子育て企画室（内線544）。

(2) 後期高齢者医療の障害認定

65歳以上75歳未満で一定程度の障害のある方は、後期高齢者医療制度の対象となります。後期高齢者医療の医療費の自己負担は、原則一割となります。

- 要件：65歳以上75歳未満の方でつぎのいずれかひとつを満たす方
①身体障害者手帳1級～3級の方 ②身体障害者手帳4級の方の一部 ③療育手帳Aの方
④障害年金1級、2級を受給されている方 ⑤精神障害者保健福祉手帳1級、2級の方
- 必要なもの：該当する障害者手帳又は障害年金証書、健康保険証、各種医療証、印鑑
- 申請及び問い合わせは、健康課 国保医療室（内線517）。

4 手当

(1) 特別障害者手当

重度の障害があるため日常生活で常時特別の介護を必要とする方で、20歳以上の方に支給します。

（本人及び扶養義務者に一定以上の所得がある方及び施設に入所している方または継続して3か月以上入院している方を除く。）

- 支給額：月額26,940円（5月・8月・11月・2月の年4回支給）
- 必要なもの：診断書（指定）、印鑑、本人名義の通帳、障害者手帳を持っている方はその手帳
障害年金・遺族年金等を受給している方は支給額分かる通知書等、マイナンバー

(2) 障害児福祉手当

重度の障害があるため日常生活で常時特別の介護を必要とする方で、20歳未満の方に支給します。

（本人及び扶養義務者に一定以上の所得がある方及び施設に入所している方を除く。）

- 支給額：月額14,650円（5月・8月・11月・2月の年4回支給）
- 必要なもの：診断書（指定）、印鑑、本人名義の通帳、マイナンバー

5 手帳

以下の手帳をお持ちの方は、次のページにある各種優遇制度をご利用できます。手続きに必要なものは、以下のとおりです。

(1) 身体障害者手帳：診断書（指定）、印鑑、写真、マイナンバー

(2) 療育手帳：印鑑、写真

※ 出生時からの聞き取りを行います。母子手帳や成績表があればお持ちください。

※ 18歳未満の方の療育手帳の申請窓口は、子育て推進課 子育て企画室 です。

(3) 精神障害者保健福祉手帳：診断書（指定）又は精神障害を事由に年金を受給されている方は、年金証書、印鑑、写真、マイナンバー

6 各種優遇制度

事業・内容	対象者	備考
★鉄道運賃・バス運賃割引 身体障がい(児)者・知的障がい(児)者等が、JR、山形交通、庄内交通を利用する場合に運賃が割引になります。	<JR> ・身障手帳1種、療育手帳A →本人+付添1名5割引(急行券含) ・身障手帳2種、療育手帳B →100*以上5割引 <バス> 身障手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者 →5割引	<JR> 乗車券購入時に手帳を窓口に提示 <バス> 運賃支払時に手帳を提示
★タクシー料金割引 身体障がい(児)者・知的障がい(児)者が山形県ハイヤー協会加入のタクシーを利用する場合に料金が1割引になります。	身障手帳、療育手帳所持者	乗車時に割引対象者であることを告げ、運賃支払時に手帳を提示(市福祉タクシー券との併用可)
★航空運賃割引 身体障がい(児)者・知的障がい(児)者が飛行機(国内線)を利用する場合に運賃が25%割引になります。	・身障手帳1種、療育手帳A →本人+付添1名 ・身障手帳2種、療育手帳B →本人のみ	航空券購入時窓口に手帳を提示
★有料道路通行料金割引 身体障がい(児)者、又は知的障がい(児)の方が有料道路を利用する場合に通行料金が5割引になります(予め成人福祉課で手続きが必要)。	・本人運転 →身障手帳所持者 ・介護者運転 →身障手帳1種所持者 療育手帳A所持者	手帳、自動車検査証等が必要です。 ※ETCの登録をされる方はETCカード、車載器番号が分かる書類も必要です。
★NHK放送受信料減免 障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で右記の要件を満たす場合、放送受信料が減免になります。	・障害者手帳をお持ちの方のいる世帯員全員が市民税非課税(全額免除) ・世帯主が受信契約者でかつ視・聴覚障害、身障1、2級、知的障害A、精神障害1級の手帳所持者(半額)	手帳、印鑑等が必要です。
★所得税・住民税の控除 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者については障害者控除が受けられます。	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	申告時に手帳を提示
★自動車税の減免 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の名義の車(特例あり)で、本人または同居する家族が当該障がい者の通院、通勤等のために運転する車の自動車税(軽自動車を含む1台)が減免されます。	障害等級による制限があります。通院証明書、手帳、印鑑、運転免許証、自動車検査証が必要です。	軽自動車は市税務課での申請、普通自動車は最上総合支庁税務課での申請になります。
★身体障がい者等の駐車禁止除外指定標証 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者で歩行困難な方が自ら運転する車、又はその世帯の方が障がい(児)者のために運転する車について、必要やむをえない場合に駐車禁止の場所に駐車することができます。	下記のいずれかに該当する方 ・身体障害者手帳…等級による制限があります。 ・療育手帳A ・精神障害者保健福祉手帳1級	手帳、印鑑が必要です。 新庄警察署での申請になります。
★身体障がい者等用駐車施設利用証 身体障がい者・知的障がい者が、公共施設等の身体障がい者等用駐車スペースに駐車することができます。	下記のいずれかに該当する方 ・身体障害者手帳…等級による制限があります。 ・療育手帳A	最上総合支庁保健企画課での申請になります。手帳等、印鑑等が必要です。

A 障害者総合支援法によるサービス事業所一覧

(新庄市内/H30.8.17現在/休止中のサービスは記載していません)

○居宅訪問系サービス (凡例: 居/居宅介護、重/重度訪問介護、行/行動援護、同/同行援護)

名称	サービス種類	所在地	連絡先
もみの木訪問介護事業所	居、重、行、同	996-0001 五日町字宮内240-2	22-5790
どんぐり	居、重、行、同	996-0027 本町6-11	29-4556
カイセイ居宅介護事業所	居、重、行、同	996-0031 末広町7-4	29-2912
ニチイケアセンター若葉	居、重、同	996-0025 若葉町24-19 スプレム21 1F	28-0050
ケアワーク新庄	居、重	996-0032 上金沢町9-37	28-8115
SOMPOケア 新庄金沢 訪問介護	居、重	996-0002 金沢1863-1	28-8266
新庄地域福祉事業所 ヘルパーステーションさんのほり	居、重	996-0041 大字鳥越1013-37	28-9371
訪問介護事業所のぞみ	居、重	996-0002 金沢2575	23-5071

○日中活動系サービス (凡例: A・B/就労継続支援A型・B型、移/就労移行支援、生/生活介護)

名称	サービス種類	所在地	連絡先
ピースしみず	A	996-0002 金沢1790	23-3790
ピース東山	A	996-0002 金沢1587-2	32-0790
ピース五日町	A	996-0001 五日町字清水川1303-3 ユニオン五日町ビル1F、2F	29-3651
ピース本町	A、B、移	996-0027 本町7番31号 ユニオン本町ビル	32-1461
JuJu・マルシェ	A	996-0027 本町6-11	23-2345
エポック	A	996-0051 大字松本277	32-1113
シャイニー新庄升形	A	996-0111 升形1047-1	32-1727
すぎのこハウス	B、生	996-0091 十日町1400-4	29-4682
さくらはうす	B、生	996-0041 大字鳥越字駒場1345-5	23-1123
障害福祉サービス事業所 友愛園	B、移、生	996-0054 大字仁間字野際285	23-4516
大樹	B、移	996-0091 十日町字高壇1302-5	32-0908
フロンティア	B、移	996-0052 大字角沢734-2	32-1144
すてっぷハウス	B、移	996-0025 若葉町2-2	32-1800
JuJu・若葉	B	996-0025 若葉町9-53	32-1551
ライムハウス (来夢家)	B、移	996-0091 十日町2753-17	32-0552
たんぼぼ作業所	B	996-0085 堀端町7-40	23-8556
そら	生	996-0041 大字鳥越483-4	22-3880

○グループホーム (凡例: 包括/共同生活援助【包括型】、外部/共同生活援助【外部型】)

名称	サービス種類	所在地	連絡先
グループホームピース第1ホーム	包括	996-0034 下田町6-6	23-6027
グループホームピース第2ホーム	包括	996-0051 松本128-30	23-6027
グループホームピース第3ホーム	包括	996-0073 栄町10-8	23-6027
グループホームピース第4ホーム	包括	996-0011 東谷地田町17-2 2F	23-6027
グループホームピース第5ホーム	包括	996-0011 東谷地田町17-2 1F	23-6027
グループホームピース第6ホーム	包括	996-0077 城南町2-17	23-6027

名称	サービス種類	所在地	連絡先
グループホームピース第7ホーム	包括	996-0026 大町8-13	23-6027
グループホームピース第8ホーム	包括	996-0072 宮内町2-21	23-6027
グループホームピース第9ホーム	包括	996-0002 金沢1820-1 マルミツマンションMM21	23-6027
グループホームピース第10ホーム	包括	996-0001 新庄市五日町1247-8	23-6027
グループホームピース第11ホーム	包括	996-0002 金沢1820-1 マルミツマンションMM21	23-6027
グループホームピース第12ホーム	包括	996-0002 新庄市金沢2483	23-6027
グループホームピース第13ホーム	包括	996-0001 五日町1250-16	23-6027
グループホームピース第14ホーム	包括	996-0001 五日町1303-5	23-6027
グループホームピース第15ホーム	包括	996-0073 新庄市栄町12-4	23-6027
グループホームピース第16ホーム	包括	996-0002 金沢1820-1 マルミツマンションMM21	23-6027
グループホームリバティ第17ホーム	包括	996-0051 松本264-10、264-46	23-6027
グループホームピース第18ホーム	包括	996-0002 金沢1820-1 マルミツマンションMM21	23-6027
グループホームリバティ第19ホーム	包括	996-0081 中道町8-20	23-6027
グループホームリバティ第20ホーム	包括	996-0081 中道町8-20	23-6027
グループホームリバティ第21ホーム	包括	996-0081 中道町8-20	23-6027
グループホームリバティ第22ホーム	包括	996-0081 中道町8-20	23-6027
あじさい館（新庄）	包括	996-0026 大町2-59	32-1371
グループホームくれよんはうす	包括	996-0014 大字鳥越483-4	22-3880
グループホームラティウム鳥越	外部	996-0041 鳥越1501-9	32-1113
グループホームラティウム沼田	外部	996-0083 沼田町2-12	32-1113
新庄明和病院グループホーム あじさい	外部	996-0053 大字福田806	22-2047
新庄明和病院グループホーム ふあーの木	外部	996-0054 大字仁間30-1	23-0370
ポラリス（ポラリス）	外部	996-0027 本町6-11	29-4556
ポラリス（つばさ）	外部	996-0026 大町3-34	32-0320
ポラリス（すばる）	外部	996-0023 沖の町10-18	23-0032
ポラリス（ジェミニ）	外部	996-0027 本町5-9	29-4556
ポラリス（オリオン）	外部	996-0025 若葉町9-53	29-4556
ポラリス（イーグル）	外部	996-0028 万場町2-14	29-4556
グループホームあたしん家	外部	996-0022 住吉町1051-2	29-3871
はやて	外部	996-0022 大町3-32	32-0510

○地域生活支援事業など

名称	サービス種類	所在地	連絡先
スマイル	日中一時支援	996-0027 本町6-11	29-4556
あたしん家	日中一時支援	996-0022 住吉町1051-2	32-1118
ウィアスペース	日中一時支援	996-0032 上金沢町6-12	080-1857-7988
ふぁーの木	地域活動支援センター	996-0054 大字仁間30-1	23-0370
最上障害者就業・生活支援センター	就業・生活支援センター	996-0085 堀端町8-3	23-4528

B 児童福祉法によるサービス事業所一覧

(新庄市内/H30.8.17現在/休止中のサービスは記載していません)

(凡例: 児/児童発達支援、放/放課後等デイサービス)

名称	サービス種類	所在地	連絡先
キッズサポート ことばのつばさ	児、放	996-0025 若葉町1-7	77-4194
あおぞらほうす	児、放	996-0041 大字鳥越483-4	22-3880
くれよんほうす	放	996-0002 金沢1439-22	23-6681
にじいろほうす	放	996-0071 小田島町401-1	23-1313
アニマートしんじょう	放	996-0041 大字鳥越字新町後1003-4	32-0322
デイサービス オープンハウスこんぺいとう ※共生型サービス	児、放	996-0022 住吉町1-12	29-2301
山形県立最上学園 ※総合支援法に基づくが基本児童対象	短期入所 日中一時支援	996-0051 大字松本55-1	22-1559

C 指定相談支援事業所一覧

(新庄市内/H30.8.17現在)

(凡例: 相/指定特定相談支援、移/指定地域移行支援、定/指定地域定着支援、児/指定障害児相談支援事業)

名称	サービス種類	所在地	連絡先
福祉サポートセンター山形	相、移、定、児	996-0027 本町6-11	29-4556
ハート・のぞみ	相、移、定、児	996-0002 金沢2575	23-5071
最上相談支援事業所	相、児	996-0054 大字仁間字野際285	23-2172
指定相談支援事業所ピース	相、移、定、児	996-0027 本町7-31ユニオン本町ビル402	32-0520
指定相談支援事業所すぎのこハウス	相	996-0091 十日町1400-4	29-4682
相談支援事業所 ころ	相、児	996-0002 金沢1439-22	23-6681

D 障害者総合支援法によるサービス事業所一覧

(最上郡内/H30.8.17現在)

(凡例：入所/施設入所支援、既出は同様)

名称	サービス種類	所在地		連絡先
障害者ホームヘルプステーション「ゆうゆう」	居、重	999-5312	真室川町大字新町469-5	62-3431
ホームヘルプサービスひまわり	居、重	999-6402	戸沢村大字蔵岡字野中沢前山2759	34-7011
最上町社会福祉協議会 指定訪問介護支援事業所	居、重	999-6101	最上町大字向町43-1	43-3180
訪問介護事業所えんじゅ	居、重	999-4602	舟形町長者原1712-1	32-3550
スマッシュ長沢	A、生	999-4605	舟形町長沢字平石3826	32-1812
さげがわりハビリセンター	移、B	999-5207	鮭川村庭月55-1	55-2916
就労支援多機能型事業所「アシスト」	移、B	999-6402	戸沢村蔵岡字野中沢前山 2843-1	32-0668
指定障害福祉サービス事業所 すぎのこハウス（かねやまハウス）	移、B	999-5402	金山町金山267-23	52-7645
地域活動センター ドリームハウス	地域活動 支援センター	999-5312	真室川町新町126	62-4201
一体型指定共同生活援助事業所 ステップ	包括	999-6402	戸沢村蔵岡字上ノ山2905-42	32-0782
グループホームすまいる	包括	999-6315	戸沢村神田字吹張1726-5	72-2788
グループホームポプラ	包括	999-6315	戸沢村神田字1706-3	72-3338
グループホームあかつき	包括	999-6402	戸沢村蔵岡2905-24	32-0782
ケアホームあかつき	包括	999-6402	戸沢村蔵岡2905-24	32-0782
障がい者支援施設 光生園	入所	999-4601	舟形町舟形4733	32-2770
指定障害者支援施設 清流園	入所	999-6402	戸沢村大字蔵岡上ノ山3718	72-3655
最上ふれあい学園	入所	999-6105	最上町大字富沢字大明神4467	45-2236

E 指定相談支援事業所一覧

(最上郡内/H30.8.17現在)

名称	サービス種類	所在地		連絡先
サポートセンターあかつき	相、移、定	999-6402	戸沢村蔵岡字上ノ山2905-42	32-0782
障がい者相談支援事業所光生園	相、移、定	999-4601	舟形町舟形4733	32-2770
サポートセンターみらい	相、移、定	999-6105	最上町富沢4467	45-2236

※障がい者編で使用している各用語の定義はつぎのとおり

「身体障がい者」：身体障害者手帳所持者で原則18歳以上の方、又は身体障がい事由とする年金を受給している方

「知的障がい者」：療育手帳所持者で原則18歳以上の方、又は知的障がい事由とする年金を受給している方

「精神障がい者」：精神障害者保健福祉手帳所持者で原則18歳以上の方、又は精神障がい事由とする年金を受給している方

「心身障がい者」「心身に障がいのある方」：上記の3種の障がいのいずれかを持ち原則18歳以上の方

「重度」：身体障害者手帳2級以上、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、障害年金1級（原則）

「障がい児」：上記3種の障がいに関する手帳を所持する18歳未満の方、療育の必要な児童

発 行

H30.10.01

山形県／新庄市
成人福祉課 障がい福祉推進室

〒996-8501

山形県新庄市沖の町 10 番 37 号
Tel. 0233-22-2111 (内線 546・548)

Fax. 0233-23-2469

seijinhukusi@city.shinjo.yamagata.jp